様式第２号の３（分譲マンション用）　　　　　（１面）

申　立　書

大阪府知事　様

１．補助対象者要件について

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付申請を行うにあたり、当管理組合員は、以下の内容について申立てます。

※各項目を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

|  |
| --- |
| 申　　立　　事　　項 |
| １ | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する**暴力団**、同法第２条第６号に規定する**暴力団員**、大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する**暴力団密接関係者**である。※「暴力団密接関係者」については、次の２～６も確認してください。 | はい・いいえ |
| ２ | 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、**暴力団**又は**暴力団員**を利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ３ | **暴力団**又は**暴力団員**に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に**暴力団**の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 | はい・いいえ |
| ４ | **暴力団**又は**暴力団員**であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ５ | **暴力団**又は**暴力団員**と社会的に非難されるべき関係を有している。 | はい・いいえ |
| ６ | （事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記２～５のいずれかに該当する者がいる。・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者・事実上事業者の経営に参加していると認められる者 | はい・いいえ |
| ７ | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| ８ | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| ９ | 規則第２条第２号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第１５条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。 | はい・いいえ |
| 10 | 間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。 | はい・いいえ |
| 11 | 暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第２６条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。 | はい・いいえ |

※「１」～「８」で「はい」に「○」を付けた場合及び「９」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた　場合は、補助金の支給を受けることはできません。

様式第２号の３（分譲マンション用）　　　　（２面）

申　立　書

２．消費税仕入額控除について

　※以下を確認し、どちらかにレ点チェックを記入してください。

□当管理組合は、消費税仕入額控除を行う事業者であることを申立てます。

　□当管理組合は、消費税仕入額控除を行わない事業者であることを申立てます。

　　なお、消費税仕入控除を行うこととなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、届出が額の確定後となった場合には、その額を返還します。

　　年　　月　　日

補助事業者　住所

氏名

生年月日　　　　　　　年　　月　　日

**（参考）**

**大阪府補助金交付規則（抜粋）**

|  |
| --- |
| **第二条** 　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一 補助事業　補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。二 補助事業者　補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者ロ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者ハ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者三 間接補助金　府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。四 間接補助事業　　間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。五 間接補助事業者　間接補助事業を行う者をいう。ただし、第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。 |